

環境負荷の小さな自動車による製品等の配送のお願い

東京都は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」を改正し、物品の運搬や工事施工などの事業活動を行う事業者並びに旅行者が、「環境負荷の大きな自動車」(自動車NOx・PM法の対策地域内に登録できない旧式の自動車)を利用しないことに努める義務を新たに規定しました(平成21年4月1日施行)。

社団法人日本アパレル産業協会会員企業の皆様におかれましては、アパレル製品の生産・流通の過程で貨物車両を利用する際に、以下の取組を推進していただきますよう、よろしくお願いします。

東京の大気環境をさらに
良くするために・・・



次の条件を満たす自動車で配送するよう、運送事業者への働きかけをお願いします。

都のディーゼル車規制に適合した車 自動車 NOx・PM 法の対策地域内で登録が可能な環境負荷の小さな自動車

【解説】

について

従前から実施している環境確保条例に基づくディーゼル車規制です。

このディーゼル車規制に適合しない自動車は、都内の走行ができません。

について

自動車 NOx・PM 法(正式名称：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号))は、対策地域内(首都圏、大阪・兵庫などの各一部)で所有する自動車排出ガス(窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM))の排出基準を設けている法律です。対策地域内では、排出ガスが基準以上のレベルの車両は、車検の登録できません。しかし、対策地域の外では、排出ガスのレベルから登録できない自動車であっても継続して所有でき、さらに、対策地域内での発着・通過が可能となっています。

都の環境確保条例では、人の輸送や荷物の運搬のため自動車を利用するすべての事業者の皆さんに、自動車 NOx・PM 法の対策地域内で登録が可能な自動車(「環境負荷の小さな自動車」)の利用に努めることを定めています。

対象は、アパレル製品の生産・流通の過程で、配送用トラックなどが都内を走行する場合です。

東京都は、荷物の運搬、物品の購入などの契約時に、環境負荷の小さな自動車を利用することを契約の相手方に求める(仕様書に規定するなど)取組を開始しています。皆様の事業活動においても、積極的な取組をお願いします。

< 自動車利用に関するお問い合わせは... >

東京都環境局自動車公害対策部規制課 電話 03-5388-3461(直通)

環境局ホームページ <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>